

JCAAの新しい商事調停規則

JCAA仲裁・調停担当執行理事

道垣内正人 Masato Dogauchi

I. はじめに

日本商事仲裁協会（JCAA）は従来の「商事仲裁規則」を全面改正し、2020年2月1日にこれを施行した。改正の目的は、国際商事紛争の有効な解決方法として調停そのものへの関心が、さらには仲裁と調停との組み合わせへの関心が内外で高まっていることに伴い、世界の調停機関の様々な調停規則を参照しつつ、JCAAの調停をより一層魅力的なものとするところにある。また、このような積極的目的に加えて、もうひとつ、JCAAが、「商事調停規則」と「国際商事調停規則」との2つの規則を有していることの分かりにくさを解消するという消極的目的もある。

以下では、まず、Ⅱにおいて上記の消極的目的について説明した上で、Ⅲにおいて、積極的目的を実現するため、具体的にどのような改正を行ったかについて、いくつかのポイントを取り上げて概説する。また、本稿に続き、新しい「商事調停規則」の日本語版を掲載する。

Ⅱ. 改正の経緯

JCAAは、これまで「商事仲裁規則」と「国際商事仲裁規則」の2つの規則のもとでの調停を提供してきた。しかし、なぜ2つの規則が存在するのか、それぞれの特徴はどこにあり、その使い分けはどうかは分かりにくかったといわざるを得ない¹⁾。

2つの調停規則を持つに至った原因は、JCAAが、2007年に施行された「裁判外紛争解決の利用の促進に関する法律」（ADR利用促進法）に基づく法務大臣認証を得るために、それまでの商事調停規則を改正したことにある。この認証を取得するための法務省への問い合わせに応じて行われた担当部署による指導は、ADR利用促進法の定めるところに基づき、多くの改正を求めるものであった。すなわち、反社会的勢力が裁判外紛争処理業務を行うことを防止すること、消費者を含む全くの素人が利用者となっても不利益を被ることはないように、手続の説明を事前に丁寧に行い、また、料金体系は明瞭であるべきこと、苦情処理について規則に明記すること等の措置が求められた。その結果、これらのことを満たすように改正

1) JCAAは2019年1月から3つの仲裁規則による仲裁サービスを提供しているところ、この3つの規則は、紛争解決に係る当事者の有する異なるニーズに対応することを目的としており、それらの使い分けは明確化されている。これについては、道垣内正人「JCAAの仲裁制度の改革について」JCAジャーナル66巻1号（2019）6頁のほか、JCAAのウェブサイト掲載の文献参照（<http://www.jcaa.or.jp/arbitration/articles.html>）。

2) 2007年12月27日に法務大臣認証を取得した商事調停規則が施行された。その内容については、千賀敏照「商事調停規則の解説」JCAジャーナル55巻2号（2008）21頁参照。

され、2007年末に施行された商事調停規則²⁾は、国際商事紛争を対象とする調停規則としては相当に違和感があるものとなってしまった。確かに、現時点でADR利用促進法による認証を受けている159の機関が行っている調停サービスを概観すると、利用者の少なくとも一方は消費者や労働者であることが多く、民事紛争一般を対象としている場合にも紛争の価額が140万円以下のものに限るとの限定が付されているものもある³⁾。

しかし、JCAAが対象としている紛争は、「商事」であって、しかも「国際」性があるものが主である。そして、實際上、当事者双方とも企業であって、弁護士が代理するのが通常である。そこで、JCAAは上記の違和感に対処するため、2009年に、上記の調停規則とは別に、法務大臣認証の対象外のものとして、国際商事紛争を対象とする「国際商事調停規則」を施行した。この規則には、国際商事調停として相応しい規定だけが定められた⁴⁾。

以上のような経緯から、2009年以降、JCAAは、ADR利用促進法に基づく認証を取得している「商事調停規則」とそのような認証の対象となっていない「国際商事調停規則」という2つの規則を持つことになったのである。とはいえ、そもそも調停については調停人が事案に応じて柔軟に対応する裁量を損なうことがないように、規則によるコントロールは弱く、また、国際商事紛争に係る調停であっても「商事調停規則」に基づいてすることができないわけではなく、実際、そのような例もあるため、両者の使い分けを説明するのは困難な状態であった。

そこで、JCAAは、2019年1月の3つの新仲裁規

則の施行後、直ちに、2つの調停規則の一本化のための作業を開始した。当初は、上記の経緯に鑑み、場合によっては法務大臣認証を失うことも覚悟して、国際商事調停をめぐる最新の国際動向を踏まえ、「国際」・「商事」紛争の調停のために必要十分なルールとすべく、「商事仲裁規則」を改正する作業に取り組んだ。具体的には事務局がたたき台を作成し、これを外部の専門家の方々に構成される「JCAA調停規則改正・制定委員会」⁵⁾において審議していただきつつ、委員会外の研究者・弁護士・企業の法務担当者等のご意見を伺い、条文案を固めていった。他方、調停手続中の消滅時効の中断(完成猶予及び更新)という効果をはじめとして、法務大臣認証を得ることには一定のメリットもあり⁶⁾、あえてこれを失う必要はないため、法務省に新しい条文案を示しつつ相談を行った。その結果、法務省の審査基準が適切かつ柔軟なものに変化してきたためか、対応可能なコメントがいくつかあったただけであった。そこで、一部を修正の上、2019年12月のJCAA理事会において、認証対象となっている「商事調停規則」の改正(同時に「国際商事調停規則」は廃止)が決定された。そして、改正後の「商事調停規則」について法務大臣認証の継続が認められ、2020年2月1日に施行された。

Ⅲ. 特徴及び若干のポイント

新しい「商事調停規則」の主な特徴は以下のとおりである。

(1) 調停人の数、調停手続の進め方、調停人報償

3) 法務省はADR利用促進法による法務大臣認証を取得している機関を「かいけつサポート」と総称し、関連情報とともに公開している(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>)。

4) この内容については、澤田壽夫「新しい国際商事調停規則」JCAジャーナル56巻8号(2009)2頁参照。

5) 山本和彦一橋大学教授を委員長とし、Douglas K. Freeman弁護士(慶應義塾大学教授)・出井直樹弁護士・垣内秀介東京大学教授・森大樹弁護士の各委員により構成。

6) ADR利用促進法25条によれば、認証機関における調停において手続実施者が和解の見込みがないとの理由で調停手続を終了する旨の通知を当事者が受けた場合、その日から1カ月内に調停対象であった請求権について提訴すれば調停申立時に提訴があったものとみなすとされている。もっとも、このような効果は、日本での提訴ではなく、外国での提訴の場合に当該外国で得られるとは思われず、また、日本での提訴であっても、請求権の準拠法が外国法である場合にもそのように扱われるか否かも定かではないという問題がある。そのほか、同法26条によれば、認証機関における調停の当事者が共同で申立てをすれば、係属中の訴訟手続は中止される旨定められているが、これも日本の裁判所での訴訟係属を念頭に置いたものであろう。

金の計算方法等の調停手続を進める上で重要となる事項について、当事者自身がそのニーズに応じた選択をすることができることを示すため、条文上で選択肢を明示している（17条1-3項、21条2項、25条1項、30条1-2項）。

- (2) 調停手続における当事者の主張等が後の訴訟や仲裁の手続においてどのように取り扱われるかについて詳細に定め、当事者としては安心して調停に臨むことができ、また、調停人としては当事者の対立の核心や背後にある事情等を把握できるようにしている（24条）。
- (3) 調停手続の過程で意見の不一致が生じて手続が遅延することがないように、他機関の調停規則に比べて、より精緻化した規定を盛り込んでいる（15条、17条、19条、20条、22条、24条、25条2項、28条、29条）。
- (4) 2019年に署名された「調停による国際和解合意に関する国際連合条約」（以下、「シンガポール条約」）⁷⁾ はまだ発効はしていないものの、発効の暁には、調停がされた地や当事者の住所や設立準拠法等と関係なく、締約国においては、調停による合意の執行力等が認められることになることから、日本が同条約の締約国にならないとしても、同条約の規定に対応する措置をとることを定めることにより、商事調停規則に基づく調停により成立した合意が同条約の締約国において執行可能等の効果を確保できるように配慮している（26条2-3項）。

以下、条文に沿って、新しい「商事調停規則」のポイントを述べることとする。

1. 総則部分（1条から11条）

十分な検討の結果として「商事仲裁規則」（2019年）を施行したことを踏まえ、調停についての規則であるが故に異なる規定を置くことに必然性があれば格別、そうでない限り、商事仲裁規則の規定に倣っている。

7) 2019年8月7日のシンガポールでの署名式において、アメリカ、中国、インド、韓国、シンガポールを含む46カ国が署名し、その後の署名国5カ国を含めて、計51カ国が署名している。発効要件は3カ国の批准とされている（14条1項）。なお、日本は署名していない。また、EU加盟国はこの条約作成過程でこの条約の必要性を疑問視してきたこともあり、署名していない。

2. 調停合意が事前にある場合とない場合の手続の進め方（12条及び13条）

調停合意が事前にある場合とない場合を分け、それぞれの手続の進め方を定めている。

まず、JCAAが管理する調停を行うことについて事前の調停合意がある場合は、調停申立書の受領と申立料金の納付をJCAAが確認し、調停申立てがあった旨の通知を発した時点で調停手続が開始することとし、相手方に調停手続に応ずるか否かを改めて確認しないことにしている。他方、上記の合意がない場合は、相手方が調停手続に応ずることをJCAAが確認してはじめて調停手続が開始する。

3. 調停申立書（12条2項及び13条1項）

迅速な調停手続の開始を可能とするため、調停申立書における任意的記載事項を充実させる方向に導いている。すなわち、調停人の選任手続や調停手続の進め方等についての当事者間の合意を促すために、調停申立書において、かかる合意がある場合にはその内容を、合意がない場合には申立人から相手方への提案があればその内容を記載することができることを明示している。

なお、相手方は、当該提案に対する意見等を応答書（14条1項）において記載することになる。

4. 調停人（15条から20条）

調停人の公正性及び独立性については商事仲裁規則と同程度に詳細な規定を置いている（15条）。

また、JCAAが調停人を選任又は確認をする際の考慮事由を明記し、その透明性を確保している（16条6-7項）。

調停人の選任については、1名、3名の場合に加え、2名でもよいことを明記している（17条2項）。これは、仲裁と異なり、調停人は拘束力のある判断をするわけではないことから、調停人の数を奇数とする必然性はなく、当事者がそれぞれ選任し

た調停人2名の助言や和解案は受け容れやすく、和解の成立に導く可能性が高いと考えられ、有力な選択肢となり得ると考えられるからである。

JCAAが調停人を選任する場合、いずれかの当事者が受け容れることのできない調停人が行う調停手続により和解が成立することは考えにくく、場合によっては調停手続自体が当事者の意向により終了する可能性もあり得ることから、JCAAによる調停人の選任に当たっては、以下の手順をとることとしている。すなわち、①JCAAが当事者に対し調停人候補者名簿を送付する。②当事者は異議のある候補者についてはその旨を、その他の候補者については調停人への就任を希望する順位を、それぞれJCAAに連絡する。③JCAAは、各当事者から示された順位その他の事情を考慮して調停人を選任する(17条5項-6項)。④JCAAが当事者に対して最初の調停人候補者名簿を送付した日から3カ月以内にすべての調停人の選任の効力が生じないときは、調停手続は終了する(28条1項3号)

調停人の忌避(18条)、解任(19条)及び補充(20条)については、商事仲裁規則の規定に倣って丁寧に規定している。

5. 調停手続(21条から29条)

調停手続の進め方に関する事項について当事者間に合意がある場合は、調停人はその合意に従うことになる(21条3項)。したがって、例えば、調停人が紛争解決案を提示することを当事者が合意した場合には、調停人は適当な段階で必ず当事者に紛争解決案を示さなければならない。

調停手続関係者の守秘義務については、まず、調停人が一方当事者から得た情報についての厳格な取扱い(22条2項)及び一般的な守秘義務(23条)を定めている。その上で、当事者が和解に至ることを目的として安心して主張や相手方とのやりとりを行うことができるように、和解をすることを意図して当事者が調停手続においてした言動やそのために作成をした資料等については、結果的に和解が成立せず、仲裁や裁判が開始された場合には、当該言動に依拠した主張を行うことや当該資

料を証拠として提出すること等は原則として認められないこととしている(24条)。

調停手続の期間は、当事者の合意により自由に定めることができるが、この期間を定めていない場合には3カ月とし、この期間は、忌避、解任、辞任又は死亡により新たな調停人が選任されたときであっても、当事者が別段の合意をしない限り、3カ月のままとされている(25条)。その理由は、紛争を短期間のうちに解決することが調停が利用される理由のうちで重要な点であること、また、当事者から書面が提出されている場合には、前任者の後を受けて新たに就任した調停人は、既に提出された書面を前提として手続を進めることが可能であると考えられるからである。もっとも、JCAAは、このルールを機械的に適用するわけではなく調停成立の見込みがあるような場合には、事案に応じて手続期間を延長することができることを定める一般条項(10条)により、期間の延長をすることができる。

26条2項においては、当事者間で和解が成立した場合に、調停人は和解合意書に署名をしなければならないと定めている。これは、「シンガポール条約」において、和解合意書の内容を執行するにあたっては、当該合意が調停手続から生じたものであることを証明する1つの方式として当該合意書に調停人の署名があることが規定されているからである(同条約4条1項(b)(ii))。これに対応しておくことにより、同条約の締約国における執行を可能としている。また、26条3項は、和解合意がJCAAにおける調停手続から生じたものであることの確認を求めると定めており、これもシンガポール条約への同様の対応のひとつである(同条約4条1項(b)(iii))。

27条においては、書面による合意があれば、調停人が仲裁人となり、和解に基づく仲裁判断をすることができる旨定めている。このような仲裁判断は一般に有効であると解されているが、他方、紛争性がないので、このような場合の仲裁判断には問題があるとの見解もある。いずれにしても、JCAAとしてこのような仲裁判断の効力を保証するものではない。それは、効力が問題となる場面

で適用される法次第であって、効力が否定されるリスクがあることの認識が必要である。

28条は、調停手続の終了について規定している。1項においては調停手続終了事由と終了時点を明確にしている。特に、1項2号及び5号においては、当事者の数が3以上の場合において、一部の当事者が離脱した場合、それ以後の調停手続の取扱いを明確にしている。なお、この場合の費用精算については35条4項参照。

29条は、調停手続の係属中であっても、原則として、訴訟、仲裁等の紛争解決手続を開始又は続行することができることを規定している。その理由のひとつは、消滅時効との関係で時効中断の必要があることや、保全処分をしておく必要があるといったことがあり得るため、訴訟等を禁止しても例外が必要となるからである。また、調停の性質上、当事者が調停から離脱しないで訴訟等をするということは、なお調停の続行を望んでいるということを示しており、相手方がそのような行動を認めないのであれば、相手方が調停手続を終了させることができる以上、規則において禁止する必要はないという理由もある。

6. 調停人報償金 (30条から32条)

調停人報償金は、時間単価5万円のタイムチャージ（上限なし）をデフォルト・ルールとしている（30条1項）。その理由は、調停の場合には請求額や紛争の経済的価値が計算できない場合があること、及び当事者が手続から離脱することにより調停手続が早期に終了することがあることも考慮すると、調停人報償金は、紛争金額基準ではなく、手続の進捗状況に連動させるのが一般に合理的であると考えられるからである。

当事者は、別段の合意により、上限の設定、固定額制及び成功報酬制等の多様なオプションを採用することができることを明記している（30条2項）。調停の成否を分けるのは調停人の技量・力量であり、短期間で和解の成立に至ったとすれば、その紛争解決コスト削減効果は極めて大きいと考えられ、高額な成功報酬制を採用することには十分な理由があり、また、調停人には拘束力ある判

断をする権限はないことから、格別の弊害はないと考えられる。

30条1項各号では、調停人報償金をタイムチャージで計算する場合において、その報酬の対象となる作業を例示している。また、月毎の時間報告書をJCAAが当事者に開示することができることを規定することで、調停人報償金の算定プロセスを透明化している（30条4項）。調停人経費については、商事仲裁規則と同様に明確化している（32条）。

7. 申立料金・管理料金 (33条及び34条)

調停の申立料金は5万円である（33条1項）。これはJCAAの従前の「国際商事調停規則」による場合と同額である。申立料金は調停手続が開始した場合には返還しないが、相手方が応諾しないことにより調停手続が開始しなかった場合には、申立料金の全額が返還される（33条2項）。

JCAAが受領する料金は、申立料金5万円（33条）のほか、管理料金があり、これは、国際商事調停規則と同様に、調停人報償金の10%である（34条1項）。

IV. おわりに

国際商事紛争の解決方法として調停による例はまだ少ないのが実情である。しかし、調停によって解決できた場合のメリットは極めて大きく、もっと注目されてよいと思われる。契約書のドラフティングにおいて、仲裁や訴訟を最終解決手段と定めるとしても、その前に一定期間は調停を試みることを定めておくこと（多段階式紛争解決条項と呼ばれる）は一考に値しよう。また、仮に契約中には調停合意がないとしても、仲裁や訴訟に直ちに行くのではなく、相手方と協議をして、一定期間は調停をするという選択肢があることも十分に認識しておくべきであると思われる。

調停はアートであり、既述のように、調停人の技量・力量が成否を左右する。JCAAとしては既に世界の著名な調停人候補者のデータベースを構築しており、同意が得られた候補者については近く公表する予定である。